

古宇利島口テルズ宿泊約款

改訂日 令和6年3月15日

第1条(適用範囲)

1. 古宇利島口テルズが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出させていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、宿泊に際しては当施設宿泊約款を契約内容として適用させていただきます。また、インターネットからの宿泊申込みに関しては、当施設宿泊約款に加え、各予約サイトの利用規約も適用させていただきます。ただし、申し込みを当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき。また、それに準ずる団体や組織に関与していると思われるとき。
 - (5) 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当施設が前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や脅迫を用いる団体、その他これら組織に関与していると思われるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のあったとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、過去に当施設に対して代金支払い遅延等のトラブルがあったとき。
 - (9) その他、上記(4)～(8)に準ずる事由があるとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、および他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動を行うおそれのあるとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (12) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
 - (13) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (14) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (15) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時になんでも到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

第7条(当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が当ホテルに対して、ご利用料金の支払いをいただけなかつたとき、あるいは遅延したとき。
 - (3) 宿泊者が宿泊契約の締結時に虚偽の申請をしたとき。
 - (4) 宿泊者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき。また、それに準ずる団体や組織に関与していると思われるとき。
 - (5) 宿泊者が前項に準ずる者、あるいは当施設が前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や脅迫を用いる団体、その他これら組織に関与していると思われるとき。
 - (6) 宿泊者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
 - (7) 宿泊者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のあったとき。
 - (8) その他、上記(4)～(7)に準ずる事由があるとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、および他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動を行うおそれのあるとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (12) 宿泊に関し暴力的要挙行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
 - (13) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (14) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (15) 施設内の寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (16) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
3. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償いたしません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (3) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、旅券を提示していただき、複写の上保存させていただきます。
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 1 時間までは、1,000 円
 - (2) 以降超過時間が 1 時間を超える毎に 1,000 円を加算

第 10 条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

1. 当施設の主な施設等の営業時間は、ホームページ、各所の掲示、客室内インフォメーションなどで御案内いたします。
2. 営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円または宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金およびその他の高価品(貴重品を含む)について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わず、お預けになったときは、当施設は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった品、現金およびその他の高価品(貴重品を含む)であ

つてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、当施設は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者からの指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については 3 カ月経過後に処分します。ただし飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条(駐車の責任)

宿泊客が当施設の駐車場(以下「ホテル駐車場」という)をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条(免責事由)

1. 宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について当施設は一切の責任を負いません。
2. 当施設内からコンピューター通信のご利用にあたってはお客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたって、当施設が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 20 条(支配する言語)

本約款は日本語以外の言語でも作成されますが、約款と翻訳文の間に不一致または相違があるときは、日本文が全ての点について支配するものとします。

第 21 条(宿泊約款の改訂について)

経済情勢や関連法令など外的要因の変化に対応するため、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、料金やサービス内容等に関する条項をはじめとした本約款の内容を改定することが

あります。その場合、当施設はあらかじめ改訂版を遅滞なく当社ホームページ上に公開し、また最終改定日を明示します。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	基本宿泊料(室料)
	追 加 料 金	バーベキュー デッキ使用料 バーベキュー 食材料金
	税 金	消費税

備考 1 基本宿泊料は料金表によります。

2 寝具を提供しない幼児については料金が発生いたしません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	不泊	当日	7日前	14日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	10%
15~30名	100%	100%	50%	30%	10%
31名~100名	100%	100%	50%	30%	10%
101名以上	100%	100%	50%	30%	10%

注意

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただけません。

※上記取消料は基本取消料となり、別途宿泊約款および特定WEBサイトなどの取消料が優先される場合があります。